

かわちながのししゅわげんごじょうれい
○河内長野市手話言語条例

れいわ ねん がつ にち
令和3年3月25日

かわちながのしじょうれいだい ごう
河内長野市条例第2号

「手話は言語である」

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って表す言語である。音声言語である日本語等と同様に、ろう者にとっての手話は、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っており、生きるために必要不可欠なものとなっている。

その一方で、発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、長きにわたり手話の使用が制約された時代があった。

このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが位置付けられるに至った。

日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用することができる環境を整備していくことが重要である。

ここに、河内長野市は、手話が言語であるという認識のもと、全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を目指して、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する市の施策の基本的な事項等を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を日常的にコミュニケーションの手段として用い、又はは用いようとする聴覚に障害のある者をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)

にのっとり、^{しゅわおよ}手話及び^{しゃ たい}ろう者に対する^{りかい}理解の^{そくしんなら}促進並びに^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及を^{おこな}行
うとともに、^{にちじょうせいかつおよ}日常生活及び^{しゃかいせいかつ}社会生活において^{しゅわ}手話を^{しよう}使用することができ
る^{かんきょう}環境の^{せいび}整備に^{つと}努め、^{しゅわ}手話に関する^{かん}施策を^{しさく}総合的に^{そうごうてき}推進するものとする。
(^{しみん}市民の^{やくわり}役割)

第5条 ^{だいい}市民は、^{じょう}基本理念にのっとり、^{しゅわおよ}手話及び^{しゃ}ろう者に対する^{りかい}理解を^{ふか}深
め、^{ほんし}本市が^{すいしん}推進する^{しゅわ}手話に関する^{かん}施策に^{しさく}協力するよう^{きょうりよく}努めるものとし
る。
(^{じぎょうしゃ}事業者の^{やくわり}役割)

第6条 ^{だいい}事業者は、^{じぎょうしゃ}基本理念にのっとり、^{しゅわおよ}手話及び^{しゃ たい}ろう者に対する^{りかい}理解を^{ふか}深
め、^{ほんし}本市が^{すいしん}推進する^{しゅわ}手話に関する^{かん}施策に^{しさく}協力するよう^{きょうりよく}努めるものとし
る。
(^{しさく}施策の^{すいしん}推進)

第7条 ^{だいい}本市は、^{ほんし}次に掲げる^{つぎ}施策を^{かか}総合的に^{しさく}推進するものとする。

- (1) ^{しゅわおよ}手話及び^{しゃ たい}ろう者に対する^{りかい}理解の^{そくしんなら}促進並びに^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及に関する
^{しさく}施策
- (2) ^{しゅわ}手話による^{じょうほうはつしん}情報発信に関する^{かん}施策
- (3) ^{しゅわ}手話による^い意思疎通の^{しそつう}支援に関する^{しえん}施策
- (4) ^{しゅわ}手話を^{まな}学ぶ^{きかい}機会の^{かくほ}確保に関する^{かん}施策
- (5) ^{ぜんかくごう}前各号に掲げるもののほか、^{かか}市長が^{しちよう}必要と^{みつよう}認め^{みと}る^{しさく}施策

2 ^{ほんし}本市は、^{ぜんこうかくごう}前項各号に掲げる^{かか}施策と^{しさく}本市が^{ほんし}別に^{べつ}定める^{さだ}障害者の^{しょうがいしゃ}福祉に^{ふくし}関
する^{けいかく}計画との^{せいごうせい}整合性を^{はか}図るものとする。
(^{いにん}委任)

第8条 ^{だいい}この^{じょう}条例の^{じょうれい}施行に関し^{しこう}必要な^{かん}事項は、^{みつよう}市長が^{じこう}別に^{しちよう}定める^{べつ}。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。